

占用物件について

道路局路政課道路利用調整室

栗本係員

坂上さん…、暑いです…、かき氷が食べたい…。

坂上係員

まったく。だからだらしでないで、さっ、仕事、仕事。今日はまだ涼しい方なんだから。

栗本係員

そういえば夏といえば、花火大会ですよ。坂上さんは今年花火大会へは行きますか？

坂上係員

ええ、今のところ行く予定にしてるわよ。(大野くん、約束をちゃんと覚えてるかしら…。)

栗本係員

そうなんですか。(やっぱり彼氏と行くのかな。)僕は、花火大会って、花火もいんですけど、露店もいろいろ出て、お祭り気分、あの雰囲気も好きなんですよね…。

坂上係員

そう。あつ、お祭りと言えば、今日、地元の自治会から、夏祭りの三日間、国道にお祭りの露店を出したいという相談がきたんだけど、栗本くん、まず、お祭りの露店を設置する場合に占用許可は必要かしら？

栗本係員

えっ！ お祭りのときの露店ですか？ 占用というと、水管やガス管、電柱、それから看板等、工事を伴って設置されて、一定の期間継続して設けられる場合ですよ…？ お祭りの露店は日にちも短いし、設置と言っても場所を移そうと思ったらすぐ移せるものだし…、占用許可は必要ないような気がします。

坂上係員

本当にそんなふうにいるの？ お祭りの露店が設けられることによって、歩道の幅員が狭まって、それが原因で自転車と歩行者の事故が起こったら、道路管理者としてはどう責任

をとるのかしら？

栗本係員

えっ…、それは…。

坂上係員

この間、道路管理者以外の者が物件等を設置して道路を継続的に使用する道路の特別使用は、占用に限られていると言ったわよね。だから、道路管理者以外の者が、道路上に物件を設置する以上、必ず占用の許可が必要なのよ（資料1参照）。ちなみに、ここでいう「継続的に」というのは、一回の使用が長時間継続する必要はないの。それに何より、占用物件を列挙している道路法第三十二条第一項をよく読んでみて。

栗本係員

え〜と…（道路法を開く）、あつ、道路法第三十二条第一項第六号に「露店、商品置場その他これらに類する施設」とあります！ お祭りの露店はここに該当するんですね。

坂上係員

そう。「露店」については、道路法にも占用物件として掲げられているのよ。ちなみに、道路法第三十二条第一項第六号の「露店、商品置場その他これらに類する施設」については、臨時的に設置されるもので、土地に定着せず、簡単に取り払えるものが当てはまるとされているの。

栗本係員

そうか、なるほど。六号は、お祭りなどの際に一時的に設けるものが当てはまるんですね。

坂上係員

占用物件については、この間もさらっと説明したけど、もう一度、しっかりと確認しましょうか。まずは、占用物件については、さつき道路法第三十二条第一項を読んでもらったけれど、道路本来の目的である通行のための使用を確保し、占用秩序を維持するために、道路法第三十二条第一項に列挙されたものに限って許可ができる、いわゆる限定列举主義が採用されているわね。

栗本係員

はい。しかし、法令にあらゆる占用物件を列記することは難しいし、道路占用の要請は時代とともに変化するから、「その他これらに類する施設」という文言において、ある程度柔軟で弾力的な対応を可能にしたり、その他の占用物件の範囲を政令に委ねたりしているんですね（資料2参照）。

坂上係員

そのとおりね。柔軟で弾力的な解釈がなされている例としては、通信等の分野で、技術の進歩に伴って、電柱、電線等の従来の典型的な占用物件以外にも新たな物件が出現していて、そのため、PHSの無線基地局や光アクセス装置、WLL方式無線装置などを、道路法第三十二条第一項第一号の「その他これらに類する工作物」として取り扱うことにしているわね。

渡邊課長

占用物件についての勉強をしているようだね。ところで、今年の四月から、一つ占用物件が増えたのは知っているかな？

坂上係員

はい。道路法施行令が改正され、第八号に、新たに「応急仮

「設住宅」が増えました。

渡邊課長

そのとおりだね。非常災害の時には、多くの被災者が生じて、被災者を収容するための仮設住宅を早急かつ大量に供給することが必要となるけれど、今後大規模地震等が発生した場合には、応急仮設住宅の建築用地が不足する事態も十分考えられるから、道路区域の通行の用に供していない部分や道路予定区域において応急仮設住宅を占用できることが可能となるよう措置されたんだよ。

栗本係員

なるほど。つい最近でも時代の要請に伴って、政令改正されて占用物件が追加されたんですね。

それはそうと、坂上さん、花火大会は誰の要請に伴って行くんですか？

坂上係員

なんでそんなこと、栗本さんに教えなきゃいけないのよ！

(この号終わり)

資料1

道路法第三十二条

道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならぬ。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
 - 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
 - 三 鉄道、軌道その他これらに類する施設
 - 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
 - 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
 - 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
 - 七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの
- 2、5 (略)

資料2

道路法施行令第七条

法第三十二条第一項第七号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

- 一 看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ
- 二 工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設
- 三 土石、竹木、瓦その他の工事用材料
- 四 防火地域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第

五号の防火地域をいう。以下同じ。)内に存する建築物(以下「既存建築物」という。)を除去して、当該防火地域内にこれに代わる建築物として耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)を建築する場合(既存建築物が防火地域と防火地域でない地域にわたって存する場合において、当該既存建築物を除去して、当該既存建築物の敷地(その近接地を含む。)又は当該防火地域内に、これに代わる建築物として耐火建築物を建築するときを含む。)において、当該耐火建築物の工事期間中当該既存建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物

五 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第二条第六号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物(当該防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限る。)に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設

六 トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、自転車駐車場その他これらに類する施設

七 都市計画法第八条第一項第三号の高度地区(建築物の高さの最低限度が定められているものに限る。)及び高度利用地区並びに同項第四号の二の都市再生特別地区内の高速自動車国道又は自動車専用道路の上空に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設及び自動車駐車場

八 建築基準法第八十五条第一項に規定する区域内に存する道路(車両又は歩行者の通行の用に供する部分及び路肩の部分を除く。)の区域内の土地に設ける同項第一号に該当する応急仮設建築物で、被災者の居住の

用に供するため必要なもの

九 道路の区域内の地面に設ける自転車(側車付きのものを除く。以下同じ。)、原動機付自転車(側車付きのものを除く。)又は道路運送車両法第三条に規定する小型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの(いずれも側車付きのものを除く。以下「二輪自動車」という。)を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具(第六号に掲げる施設に設けるものを除く。)

十 法第三十三条第二項第一号に規定する高速自動車国道又は自動車専用道路の連結路附属地(以下「特定連結路附属地」という。)に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設(次号に掲げる施設を除く。)

十一 高速自動車国道又は自動車専用道路に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所